

交運労協外発26号
2023年9月5日

国土交通大臣
斉藤 鉄夫 殿

全日本交通運輸産業労働組合協議会
議 長 住 野 敏 彦
交運労協政策推進議員懇談会
会 長 近 藤 昭 一

電気・燃料価格高騰に対する支援の緊急要請

政府の重責を担う、貴職のご奮闘に敬意を表します。また、日頃より私ども交運労協の活動に御支援賜り、感謝申し上げます。

さて、昨年来の電気・燃料価格の高騰は、公共交通・物流事業者にとって経営上の過大な負担となっており、コロナ禍からの復活を期す交通運輸産業に強烈な逆風となっています。政府は、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づく「燃料油価格激変緩和対策事業」において、ガソリン小売価格の高騰を避けるため燃料油元売りに補助金を支給するなどしていますが、公共性の高い交通運輸産業に対する直接的な支援措置は充分とはいえません。

つきましては、こうした現下の状況を踏まえ、下記のとおり要請しますので、早急な対策を講じて頂きますよう、お願いいたします。

記

1. 政府は、昨年来のエネルギー価格の高騰による家庭や企業の負担軽減策として、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」および「燃料油価格激変緩和対策事業」を実施するとともに、業種別対策としてタクシー事業者に対するLPガス価格高騰分に対する支援を行っている。同事業は、本年9月末に期限を迎える予定となっているが、足元ではレギュラーガソリン・軽油の店頭価格が共に15週連続の値上がりとなるとともに、約15年ぶりの最高値を更新するに至っている。

ついては、エネルギー価格の高騰によるコスト増が経営上の重荷となっている公共交通・物流事業者を支援するために、同事業を10月以降も延長・継続されたい。

2. 電気を特別高圧で受電する鉄道事業者は「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象外であるとともに、特別高圧で受電する中小企業向けの「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の対象にもなっていない。

については、エネルギー価格高騰に対する激変緩和対策事業の対象外となっている鉄道事業者に対して支援措置を講じられたい。

3. トリガー条項の凍結を解除するとともに、解除ができない場合は自動車運送事業者に対し、燃料価格高騰対策として補助金支給等の直接的な支援措置を講じられたい。
4. 自動車関係諸税の「当分の間税率（暫定税率）」の撤廃もしくは負担軽減措置を講じられたい。
5. 貨物自動車運送事業に係る「標準的な運賃」を基準とする適正な運賃・料金および「燃料サーチャージ」の収受に向け、荷主への働きかけを強化されたい。

以 上